

【占用者のみなさまへのお願い】

道路を安全かつ円滑に利用していただくため、道路に占用されている、電柱・下水道・ガス管・通信ケーブル等の「占用物件」について、関係事業者や占有者による適切な維持管理をお願いしております。

以下の点についてご留意いただき、平素の維持管理に努めていただきますよう、お願いいたします。

(1) 道路法において、道路占有者による占用物件の維持管理義務が明確にされました。

(2) 占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はその恐れがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があります。

(3) 各物件の管理等について定めた法令において、定められた維持管理の基準を遵守していない場合も、維持管理義務違反に問われる可能性があります。

(4) 道路管理者から、道路占有者に対して、占用物件の維持管理の状況等について、報告を求める可能性があります。また、道路管理者が道路占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があります。

(5) 道路管理者から、道路占有者に対して、占用物件の修繕等を命じる可能性があります。